

復興特区(随時申請可)

事業の内容

事業目的・概要

復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用創出に寄与する新規立地や増設、被災者を雇用する企業について、以下の税制上の特例措置が受けられます。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

策定者	名称	
石巻市	まちなか再生特区	
	愛ランド特区	
宮城県	民間投資促進特区	ものづくり版
		IT版
		農業版

①宮城県または石巻市による指定(指定書の交付)

②指定に係る事業の実施状況報告

③宮城県または石巻市による認定書の交付

④各種窓口への申告手続き

- ・国税⇒石巻税務署
- ・県税⇒宮城県東部県税事務所
- ・市税⇒市役所資産税課

事業イメージ

国税の特例

1. 特別償却又は税制控除(法37条)

復興産業集積区域において取得等した事業用設備等について特別償却又は税額控除ができる。

- 機械・装置:取得価格の50%又は34%の特別償却、15%又は10%の税制控除
- 建物・構築物:取得価格の25%又は17%の特別償却、8%又は6%の税額控除

2. 法人税等の特別控除(法38条)

指定を受けた日から5年間の復興産業集積区域内の事業所における被災雇用者等に対する給与等支給額の10%又は7%の税額を20%を限度として控除できる。

3. 新規立地促進税制(法40条)

(1)特定復興産業集積区域内に本店を有する法人が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる。

(2)特定復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却(即時償却)できる。

4. 研究開発税制(法39条)

(1)開発研究用減価償却資産について、普通償却限度額に加え、取得価額の50%まで特別償却ができる。

(2)(1)の対象となる開発研究用減価償却資産の償却費について、研究開発税制を適用し税額控除も可能

地方税の特例

法37条、39条、40条の指定を受けた場合、県及び市町村の条例の定めるところにより、事業税、不動産取得税、固定資産税の減免が受けられます。

対象期間

平成33年3月31日まで